

平成 30 年度実施の入学者選抜における平成 30 年 7 月豪雨により被災された志願者への特例措置について

1 概要

平成 30 年 7 月に発生した平成 30 年 7 月豪雨の被害状況等に鑑み、被災者等が進学を断念しないよう、平成 30 年度実施の入学者選抜における特例措置として、入学検定料の免除及び入学料の減免を実施します。

2 内容

- (1) 入学検定料の免除
- (2) 入学料の減免

3 対象者及び免除・減免の割合等

| 対象 | | 免除・減免の割合 | | 確認書類 |
|---------------------------------------|--|--------------|-----------------------------------|-----------------|
| | | 入学検定料 | 入学料 | |
| 平成 30 年 7 月豪雨により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者 | 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水を含む。）、流失した場合 | 全額免除 (返還) | 全壊、大規模半壊、流失の場合：全額免除 半壊の場合：半額免除 | り災証明書 |
| | 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合 | | 全額免除 | 死亡又は行方不明を証明する書類 |

4 実施方法

(1) 入学検定料の免除

- ア 申請に係る書類を受験票に同封して送付します。
- イ 申請があった者の内、上記 3 に該当する受験者に入学検定料を返還します。

(2) 入学料の減免

- ア 申請に係る書類を合格通知に同封して送付します。
- イ 申請があった者の内、上記 3 に該当する入学者の入学料を減免します（決定までは入学料の納付を猶予します。）。

5 その他

免除・減免の申請をされる場合には、事前に本学入試グループまでご相談ください。